# 第１回太子町社会教育審議会議事録

日　時　　平成１９年７月５日(木)　午後３時30分

場　所　　太子町役場　２階委員会室

太子町教育委員会　社会教育課

第１回太子町社会教育審議会議事録

会議内容

１．開会のことば
２．会長のあいさつ
３．後任委員の委嘱状交付
４．教育長あいさつ
５．自己紹介
６．会議録署名委員の指名
７．議題
　１）　社会教育課所管の管理運営のあり方について
　２）　その他
８．閉会

| | | | |
|---|---|---|---|
| 出席した委員 | 森田　文章 | 室井　美千博 | 瀧浦　権大 |
| | 冨岡　暁美 | 廣岡　稔也 | 長久　　薫 |
| | 花谷　勝一 | 田中　俊英 | |
| | 科野　新一 | 今村　雅代 | |
| 欠席した委員 | 首藤　季義 | 山本　玲子 | 井上　　吉 |
| | 改発　久樹 | 田中　孝生 | |

| | | |
|---|---|---|
| 説明員 | 教育長　　圓尾　哲一 | 教育次長　　塚原　二良 |
| | 中央公民館長　本田文夫 | 文化会館長　春井良雄 |
| | 図書館係長　片木美智 | 歴史資料館主査　田村三千夫 |
| | 体育館長　　山口静哉 | |

出席した事務局職員　社会教育課長　　森田　眞一　　係長　森田　まさ代

○会長　　―あいさつ―
　-教育長より委嘱状交付-
○教育長　―あいさつ―
　-自己紹介-
○会長　新しく委員になられた方々につきましては、もう一度始めから説明とはいかないのですが、今回は各施設長にも出席願っておりますので、十分説明をお聞きいただき分からないことは確認しながら進めていけたらとおもいます。
　審議に入る前に本日の会議録署名委員の指名をいたします。長久委員と花谷委員お願いします。では、前回に引き続き諮問事項の社会教育課所管施設の管理運営のあり方

についてです。事務局より今回の審議の手順について説明してもらいます。

○事務局　教育委員会より諮問を受けた事項について引き続き審議を願うものです。今日は各施設長より行政改革推進室の方へ提出されている近隣の指定管理制度導入施設の状況について報告願うことにします。なお、この議事録は町ホームページで公表されますのでご了承願います。

○会長　まず公民館より説明願います。説明のあと質問を受けます。

○公民館長　公民館関係の近隣市町の動向は、前館長が報告したことと今現在変っておりません。資料を事前に配布しておりますので概略で説明させていただきます。

播磨町は平成18年度より指定管理者制度を導入しております。施設の規模は延床面積が2,095㎡です。太子町の中央公民館は1,367㎡であります。年間利用件数は平成16年度で4,153件、太子町は2,303件です。年間利用人数は89,081人、太子町は41,548人です。委託事業内容につきましてはアからコまでに記しているとおりであります。委託経緯については、トップダウンで町長からの指示でありました。平成15年9月に地方自治法が一部改正され指定管理者制度の導入が可能となったため、町の方針として制度導入の検討研究に着手しました。公民館については利用者グループが運営について以前より希望を持っており、平成16年度よりグループ代表者による準備を進めていたようです。公募した結果、民間1、NPO法人1の2者の応募がありNPO法人化した利用者グループが指定管理者となり平成18年4月より指定管理業務を開始しました。委託先の状況については、名称が『特定非営利活動法人まちづくりサポートはりま』で運営状況は職員については、館長、副館長、事務局長、事務員2名の5名であり、利用状況に応じてボランティアを入れているようです。メリットについては、利用時間の延長、以前9時から5時30分迄だったのを8時30分から9時30分までにしております。それと休館日の減少で、平成17年度は年44日間でしたが平成18年度は18日で月1回と年末年始のみであります。利用者に対しては柔軟な対応がされているようです。

デメリットは、行政事務システムにやや不案内があり、例えば館の修理でも一社だけの見積で行おうとしたり、議会提出資料の不備遅延などがあります。その他については、月1回コミセン4館との連絡会議を開催しております。次のページは町の指定管理の事務の流れであります。以上です。

○会長　公民館長の報告について質問ありませんか。

○田中委員　播磨町の平成17年度の利用件数等は分かりませんか。

○公民館長　17年度の利用件数は3,987件、利用人数が89,548人、18年度は、3,938件、利用人数は117,000人で増えております。

○会長　他にありませんか。

○室井委員　委託先の話だが、利用者グループがNPOを作ってということだが、こういう団体に継続性があるのかどうか、それと利用状況がどういう内容なのか、いわゆる貸館的なものなのか。

○公民館長　継続性があると見て指定したと思うが、18年度からのことで詳しいことは分かりません。利用状況の内容はそこまでつかんでおりません。

○室井委員　例へばメンバーの中に好きな人がいて、その人が組織を作ってやるという形で進むと、その人が変ったりした場合、組織そのものが消えたりすることがよくある例だがそういう面はどうか。

○公民館長　聞いたとこでは、理事、監事は以前から公民館活動に参加していて、いわゆる世話役的な人がなっているので、組織の中で役員を交替してやっていくと思いますが。

○室井委員　分かりにくいところでしょうが、例へば60歳代の人が組織の中で塊っているとか、そんな中で組織そのものが続いていくかどうか不安はないのか。

○公民館長　その辺は分かりません。

○花谷委員　メリットの経費の節減で17年度と比べて5百万円の減とあるが、具体的にどの部分で減になったのか。

○公民館長　人件費がほとんどです。正職員が2．3名おられてその内、館長が高齢の給与が高い方であったらしく、この方の減が大きかったようです。

○花谷委員　管理運営するための委託料はいくらなのか。

○公民館長　よく分かりませんが5ページ前館長が提供した資料では、17年度予算より1割減の3千7百28万1千円となっている。

○廣岡委員　委託事業内容で社会教育法第22条の規定による事業とあるが内容を説明してほしい。

○公民館長　社会教育全般を含んだ条項であると思います。

○廣岡委員　公民館がやっている子供かるた大会とか、たちばな大学もこの中に入るのか、そういう事業も委託内容の中に入っているのか。

○公民館長　そうです。

○会長　他にないですか。

○瀧浦委員　太子町公民館でみますと文部科学省関係の事業も厚生労働省関係の事業も関連してやっている。小さな子供から年配者まで含めた幅広い教育事業や、法律相談とかいろんなことをやっているが、播磨町ではこのNPO法人がやられているのか、その辺りが委託した場合不安と思います。

○会長　播磨町でなされている事業の内容が分かりませんね。

○公民館長　実際の事業については協定書を結ぶことになりますが、その中で謳うことになります。

○会長　事業内容については直接聞いたわけではないが、そういう感じで推進されているという感触ですか。

○公民館長　そうです。

○会長　内容面については難しいですネ、実際に太子町の公民館でも説明いただいていますが、なかなか分かりにくいところもありますから。昨年度までの委員さん方の意見を聞いておりますと直営に近いような従来の職員が目を離したのではなく、ある程度関わりを持った上での民間委託推進ができればよいのではないかという感じの意見を述べられていましたが。

○室井委員　利用の仕方が貸館的なものではないのか、時間も午後9時30分まで延してい

るとか、休館日も含めてどんな使い方がなされているのか一番気になる。公民館という社会教育施設の中核になる所がこんなことになっているのでネ、地域の問題解決や住民の学習の場としての拠点施設ですから気になります。

○瀧浦委員　太子町は人口3万3千人として現在館長と正職員1名と嘱託とで3人ですが、播磨町は5人です。これで人件費が安くなったというのだったら以前は人件費どうだったのでしようか、ですから一該に人件費がメリットとしてあったということは言えないとおもいます。

○会長　これは中央公民館とコミセンも入れてでしょか。

○公民館長　中央公民館のみで計5名です。

○瀧浦委員　利用状況をみれば人口的には同じようなものですから播磨町は1．5倍くらいあります。ただ利用内容で貸館が主体でしたから時間延長して人数を多くすることはできると思いますので、やはり事業内容が大事で公民館としての本来の仕事をかっちりやればそんなに長時間毎日やれるはずがないだろうと思いますが、ですから人数の数字だけでは判断できません。

○長久委員　運営の話ですが、資料の中で委託事業内容アからの項目の最後の指定管理者運営仕様書に記載しているとある。これは今までこういうことをやっていたのでこれを引き続いてやれるかということ、例へば高齢者向け・こども向けとかこの数の内容を調べてもらったら中身が分かるではないか。実際の事業で今までやっていたものがどの程度引き続いてやれているか分れば報告願いたい。

○公民館長　18年度からＮＰＯ法人が引き継ぐということで基本的には今までと変っていないと思います。ただその分については調べておりませんので、いま報告できません。

○会長　公民館関係で他に質問ありませんか。ないようですので次、文化会館から報告願います。

○文化会館長　文化会館の現状については公立で県下48施設あり、そのうち28施設が指定管理者制度をとっている。その内5施設が公募、他は非公募であります。以前より財団法人等があり、この制度が創設されたことによって委託から指定管理者制度に変ったというだけであります。その中でたつの市・加西市・宍粟市について調査しましたので7ページの資料で説明します。施設名は、たつの市総合文化会館で愛称は『赤とんぼ文化ホール』で平成9年4月の開館であります。大ホールは、1,100席でプロセニアム形式の可動式です。中ホールは342席の固定席でプロセニアム形式です。アクアホールは揖保川町にあるホールで、開館は平成13年5月です。客席数は490席あります。委託の経緯は平成18年3月議会に「公の施設の指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関係する条例」を提案、その中で「たつの市総合文化会館条例」を一部改正し施設の管理を管理委託制度から指定管理者制度へ移行した。公募については、改正前の地方自治法第244条の2第3項により設立当初より（財）童謡の里龍野文化振興財団に管理委託していたが、指定管理者制度導入検討委員会で公募を行なわないで現行の財団を指定管理者として指定することにしました。期間は平成18年9月2日から2年6ヶ月間です。18年度の管理運営委託料は1億8千12万8千円で、これは赤とんぼホール・アクアホール・青少年館を含んだものです。また、主催公演補助金

は５千５百30万円です。メリット、デメリットについては、会館設立当初より当財団が管理受託していたものが指定管理者制度に変っただけで比較はありません。
職員については市派遣の職員が７名で内訳は、赤とんぼ４名、アクアホール２名、青少年館１名その他に財団雇用の正職員と臨時職員がいます。前述の運営委託料の中には派遣の職員の人件費は入っていません。

つづいて、加西市民会館ですが、この館が民間が指定管理者に指定されたところです。開館は昭和55年11月で28年経ております。客席数は1,000席あり、委託の経緯は設立当初より（財）加西市都市施設公社が管理運営していたが平成15年６月の地方自治法の一部改正により管理運営の効率化を図るため指定管理者を広く公募した。指定管理者は「国際ライフパートナー株式会社」で、この会社は他にも４市を指定管理者として受託しているときいております。期間は平成19年４月１日から３年間です。運営状況については管理運営委託料は３年間で１億７千９百10万円で自主事業を含んでいます。年間では５千９百67万円で管理料は増減があっても清算はしないという契約が交わされている。施設管理については28年も経ていますので経年劣化がありますから１件50万円以上のものについては市が負担するという協定です。職員については委託前は５．５名、内訳は市職員１名、市嘱託 OB１名、臨時職員３名、専務０.５人でした。指定管理者になりまして職員５名で正規職員２名臨時社員３名です。平成１７年度公社への委託金は７千９百 30 万２千円で平成18年度はお聞きしたのですが議会の関係もあってお知えてもらえませんでした。

メリット・デメリットについては公社より変って２ヶ月しか経過していないため、特に利用者からは声として届いていないが、利用者のアンケートを取るなど創意工夫が見られ、今後期待をしているとのことでした。

次に、宍粟市山崎文化会館「サンホールやまさき」ですが、開館は昭和 62 年です。すでに20年を経過しています。大ホールは644席で資料の通りです。事業内容は会館の運営施設並びに設備の維持管理と自主文化事業の開催です。委託の経緯は指定管理者としての能力を活用し今の利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって文化の向上と公共福祉の増進を図ることを目的に管理運営委託したということで、指定期間は平成18年４月から平成21年３月です。委託先は『(財) 山崎文化振興財団』で職員数は財団職員３名と臨時職員１名の４名です。管理料は平成19年度当初で４千３百万円です。自主文化事業補助金は７百50万円となっています。ただ、これは協定書によりまして清算することになっており平成18年度は150万円を市へ返納したということです。150万円の主なものはなく全体でということでありました。メリット・デメリットについては、指定管理者制度を導入するにあたり公募することなく導入前に委託しておりました当財団に指定したため変化はないということです。施設修理費については 100 万円を超える場合は市と協議するということですが、この割合もなかなか難しいように聞いております。ほとんどの施設が非公募ということで、以前の受託者が制度が変り、そのまま振り替った状態ですので特にメリット・デメリットがないと聞いております。

あと一箇所小さな規模ですが淡路市の方にお聞きしたのですが、ここもNPO法人と

商工会が指定管理者として候補に上ったのですが、NPOが法人として許可が遅れた為期限に間に合わなかったということで、町の商工会の方に決ったようですが、メリットはないということでした。

○会長　次、図書館お願います。

○片木　太子町と人口規模がちかいということで稲美町立図書館と播磨町立図書館を調べました。まず、播磨町の方から報告させてもらいます。事務内容としましては、本の貸出・返却、宅配、代理購入、文献複写で、図書館の規模は床面積1,184.5㎡地上二階建て、蔵書冊数119,206冊です。委託経緯は、当時の町長が社会教育施設は全て指定管理者でいくと決定したということです。委託先は「株式会社図書館流通センター」(TRC)、委託開始時期は平成18年4月です。契約期間は3年間、運営が期待通りであれば契約終了時に5年契約に移行できるのではないかという担当者の話しでした。委託料については、3年間各年度5千5百万円で内容は図書購入費・マーク等の料金、光熱水費、人件費20万円以下の修繕料等です。これは委託以前よりも約60万円減です。これは数年前から職員数を減らし館長は本庁の職員の兼務とし人件費を抑制していたということです。光熱水費は本庁で一括して支払っていたため単純には比較できないところもあります。職員数はTRCの社員2名とパート10名です。メリットとしては、民間のノウハウを導入して運営しているため状況はよい。本の宅配をしたり講演を開くなど以前はできなかったサービスをしている。休館日は75日から35日に減少。開館時間は旧来10時から18時までを9時30分から19時までと延長された。平成18年度は前年度より利用が増加した。デメリットは、東京本社で経理をするため指定管理料の決算等の報告が遅く議会の要求に間に合わないことが多いということです。

次に稲美町立図書館です。事業内容は本の貸出・返却、宅配、レファレンス、文献複写で、図書館の規模は、床面積863㎡、地上二階地下一階(機械室)、蔵書冊数93,587冊で委託経緯は平成17年1月、町が公募、図書館支援ボランティアを法人化したNPO法人が町の要請で公募採用された。委託先は特定非営利活動法人ライブラリーCOSMOで委託開始は平成17年4月です。契約期間は3年間、委託料は平成17年度3千3百10万3千円、平成18年度・19年度は、3千3百10万8千円であります。委託料の内容は図書購入費・備品購入費・コンピューターシステム運営費・人件費等です。施設の保守管理・光熱水費・電話料金等は役場が負担することとなっている。図書館長さんの話では、人件費は委託前の約3分の1になったが、応募するとき人件費をすごく抑えて入札したので機会があれば次には増額したいということでした。職員数は館長が非常勤でNPOの理事長を兼ねている。館長1名、正職員が4名、そしてアルバイトとで一日平均6名が従事している。メリットとしては、平成17・18年ともに事業数が増え全体的に利用が増加、開館時間を旧来10時から18時までを9時から18時までとして、7・8月は21時まで開館しているが、20時を過ぎると利用が減るにもかかわらず長時間の開館は人員配置が難しい。その他として、この館は開館当初から貸出利用に町内在住とか在学在勤に制限がなく、希望があれば全国どこからでも本が借りられるということです。また、駐車場が広く無料であるため貸出利用者の6割が町外の利用者であるということです。話を伺ったのは館を運営している側の方です。

○会長　次、歴史資料館お願いします。

○田村　昨年出させていただいた資料を見ていただくとわかるんですが、兵庫県立の西播磨天文台公園、加古川市の文化センター博物館、赤穂市の田渕記念館・民俗資料館・歴史資料館、それとこの四月から明石市が加わった。これぐらいしかありません。西播磨天文台については以前から佐用町の方へ委託されていたのでそのまま横すべりしている。加古川市についても以前から文化振興協会に委託しておりました。赤穂市と明石市について今回報告します。

赤穂市については延床面積が当町の歴史資料館の倍ぐらいありまして、人員的には以前から館長と学芸員の館長代理・臨時職員２名の４名でした。平成18年度より指定管理者制度を導入しようとして受託したのが赤穂市文化振興財団です。しかし、平成18年度から20年度の３年間は民間へ委託するための準備期間と位置付けているようです。現在の職員は平成17年度の職員がそのまま横すべりをしていて役場の職員が財団に出向しています。ですから人数は変更ありません。運営面では平成21年度からの指定管理者公募に備え施設の修繕等に主力をおいている。そのため、これまで年２回行っていた企画展（特別展）を１回に減らしその分の予算を施設の修繕にまわしている。したがって企画展示等事業費は減っています。以前は入館者数を重視していたが、入館料を重視するように意識がかわってきた。そのための優待券等の発行もやめたそうです。また、開館時間、休館日等は変化なし、資料の整理・データベース化は行なつていない。指定管理者に出すにあたって収蔵資料を明確にすることは不可決だが、それに対する予算が付かず実施できていない。資料館で特に問題なのは、民間云々に関係なく収蔵資料の管理なんです。しかし、ここは平成17年度に学芸員が変っている。その段階で資料がどこに何があるか分からなくなっている。リストにはなっていても具体的にどうなっているのか見た人でないと分からない。だから新しい担当者は前の担当者に聞かなければ分からないという状態になっている。三年後には民間委託することになっているので資料の整理をしたいのだがその予算がつかないということです。現在の財団への委託は民間委託への準備段階という考え方をしているのでメリットは考えてないということです。

明石市立文化博物館ですが、平成18年８月に指定管理者を公募し、６団体の応募がありまして、同年10月に選定委員会を開催、指定管理者候補者を決定、同年12月議会の議決を経て平成19年１月に協定書を締結、平成19年４月１日より指定管理者制度開始です。指定管理者は乃村工藝社とNTTファシリティーズ共同事業体です。乃村工藝については長崎県歴史博物館とか佐賀県立宇宙科学館、東京柴又寅さん記念館などの指定管理者になっています。NTTファシリティーデは、ビルメンテナンス事業者です。職員については、規模的には大きいのですが、平成３年10月のオープンで学芸員５名昨年度は常勤職員９名、臨時職員10名の19名でやっていて、うち学芸担当者は５名でした。現在は乃村工藝関係12名、NTT1名の13名でうち５名は学芸員で、いずれも他の博物館施設で学芸員として勤務してきたキャリアを持つ者です。それで昨年度までいた職員は全員市役所の方へ引き上げました。運営面では、展示事業は運営仕様書により年３回の特別展、年５回以上の企画展を維持するよう指示があり従来

と変らない。また、入場料については変りなし、開館時間は9時30分から5時までであったのが、30分延びて5時30分までになった。休館日は月曜日と第3火曜日、年末年始であったのが、月曜日と年末年始になった。それと特別展開催中は無休です。また、指定管理にするにあたり収蔵資料のデータベース化を平成14年度より始めていたが間にあわず、別に2名が専従で継続しておこなっている。あまり他に例がないので2施設について報告させてもらいました。

○会長　質問を受けます。

○室井委員　確認したいのですが、11ページの加西市民会館のところで、平成17年度委託料が7千9百30万円で委託後は5千9百万円、約2千万円の差があるが、これの中身は分かりますか、人件費なのか、修繕料が特別にあったとか。

○文化会館長　詳しい中身については分からないのですが、ライフパートナーに委託するメリットが人件費で浮いてくるのだと言われております。

○会長　額が大きいですね。調べてもらえませんか。

○文化会館長　先方には後日しらせてほしいいということを言っておりますので分かりましたら報告いたします。

○会長　図書館関係でどうですか。

○室井委員　播磨町の方が5千5百万円、稲美町が3千3百万円、規模は確かに播磨町の方が大きいですが、規模の率からして金額が播磨町は大きすぎますが、播磨町は会社に委託しているのと、一方は支援ボランティアが法人化したもの、これの違いかなと思うがどうなんでしょう。もう一点、稲美町はボランティアが法人化した組織、これは公民館の方で質問したことと同じになるが、館長さんの山本さん、こういう熱心にやられている方がおられなくなった場合にこういう組織は継続していけるのかどうか、自分達でグループを作ってするときに、中心になる人がぬけるとその組織は無くなってしまう場合がよくあるのですが、組織の中身どうなのかお聞かせ願いたい。継続性というのが気になりますので、稲美町の方は人件費が約1／3になってこれではあまりにもきついということで今度はどうかしたいとか、この辺に組織の性格が現われているのかと思うが、民間企業に委託したものと、ボランティアの法人化したものとが具体的に比較できればその差いがよく分かるのでが。

○事務局　委託内容にもよると考えられます。播磨町の方は施設管理費で２０万円以下の修繕料は受託者負担ですが、稲美町の方は施設の保守管理・光熱水費等町役場の負担となっています。

○室井委員　それにしても、額の差が2千万円というのは大きいです。

○片木　後日調べまして報告いたします。

○会長　次回までに調べて報告下さい。他に質問ないですか。

○花谷委員　民間委託されているそれぞれの図書館、歴史資料館にはちゃんとした資格者がおられるのですか、また常勤なのか非常勤なのか。

○片木　それぞれどこでも資格者がおります。

○田村　明石市については委託条件の中に常勤で学芸員有資格者3名以上、その内2名は3年以上の経験者という条件付けがなされていまして、現在5名の学芸員が常勤して

いるときいております。

○長久委員　歴史資料館について学芸員資格があっても、そこの歴史資料館等について勉強することはなかなか大変だとおもうがどうだろう。それと、データベース化がほったらかしにされているようでは困る。太子町はいまどの程度なされているのか、特に斑鳩寺とか自治会で保管されているものも代が替わって行くと分からなくなる可能性もあるので資料館に預けておけば間違いがない。過去の資料でとんでしまっているものがあるようなことになっている。

○田村　学芸員は資格があっても実際地元でそういうような仕事ができることとはまったく別です。だから、有資格で経験３年といっても、東京にいてこちらに来てすぐできるかといえば非常に難しいと思います。例えば美術品なんかについては、どこかで良い資料を借りてきて展示するようなことはできると思いますが、地元の博物館・資料館の施設としての活動はやはり地元にいて何年間か経験していないことには難しいと思います。

○長久委員　そうすると２年や３年の契約を結んでいて、学芸員が外から来て何年で仕事ができるのか問題がある。

○田村　明石市は知りませんが、長崎の歴史博物館の学芸員は一年契約です。こうするとそこを研究する人がどんどん増えるということがある一方で、ただ自分の研究だけで去ってしまう恐れがあります。

資料については一応リストがあります。しかし昔のものは覚えだけ書いているのがあり、内容が書いてないのがよくあるのです。本当は写真くらい撮らなければならないのですが、太子町指定文化財でもきちんとしていないものもあります。預かっている物でもリストでしかない物もあります。しかし、館で預かった物は、ほかしてしまうようなことはありませんからそれは安心して下さい。

○長久委員　データベース化は費用もかかるのですね。

○田村　そうですね、デジカルカメラが出て以前よりは安くなりましたが、これはやっておかねばなりません。例えば、そうでないと名前が同じ史料が沢山あれば中身を入替えていても唯も気づかないということが起り兼ねません。

○会長　次に体育館の方へ移らせてもらってよろしいか。

○体育館長　体育館の指定管理者制度導入について説明します。前回にも説明させていただきましたが、近隣市町で指定管理者をおこなっているのは姫路市、播磨町、赤穂市の２市１町です。その他、たつの市以下は今は検討中であると聞いております。一般公募はされていません。姫路市、播磨町、赤穂市については以前からスポーツ振興財団という組織があってそこにある程度のことを管理委託しておりましたので、そのまま指定管理者移行したということであります。そういうことでスムーズに移行できたんではないかと思います。ただ、姫路市に聞きますとスポーツ振興の方に職員は全て引き上げておりまして使用許可についても当然指定管理者が行っています。最近篠山市の方で話題になりましたが、体育館ではないですが一般公募で業務の内容の一部を管理委託をしていて、職員と同じように仕事をしているが、その人達を管理者が指導できないのです。それは労働基準法違反になります。例へば大手家電などではメーカ

ーから職員を派遣してくる、その職員に対してあれもやれこれもやれというように指示することは労働基準法に違反していることなり、そういうことはできないと、施設全体を委託するのであれば問題ないかもしれませんが、業務の一部を民間委託するのは行政的にはなじまないのではないかと新聞では書いておりました。

太子町の体育施設につきましては、体育館、陸上競技場、町民グラウンド、テニスコート等があります。そのうち自主事業、特にスポーツ教室を行っているのは体育館のみでありまして、その他については貸出しの施設であります。陸上競技場については、職員は嘱託、管理はシルバー人材センター委託で行っています。体育館職員は4名おりまして現在それぞれの事業を行っています。将来的に指定管理者制度に移行するということは必要不可欠でありますので、これをどういう形でやっていくかが問題なんですが、私、個人的な意見ですが体育館等は全て貸館事務のみとしまして、自主事業は姫路市がおこなっていますように社会体育係が対応する。現在おります職員はそちらの方へ帰す。まず一段階として公金の使用料の扱いがありますので嘱託職員を配置する必要があると思いますが、それ以外の者はシルバー人材センターに委託するようにしまして、現在の休館日を年末年始のみとして利用者の利便性を図ることができるのではないかと考えます。こういう形をとりますとメリットは人件費の削減があります。電気代等の経常経費につきましては必要不可欠なものですから、それと休館日の減による利便性でしょうか。デメリットは住民サービスの問題でこういうことをやりながら利用者の意見が入ってこないとなかなか出てこないのではないかと。姫路市などいろんな形でやられていると思うが、行政に聞くのでなく利用されている人の意見を聞くというのも必要でないかと考えています。

人件費の問題については、職員の配置によって変ってきます。現状は私と副館長・係長級が2名おりますので計4名、非常に高い人件費で運営している。ですから職員の異動により変ってきますので比較するのもあまり効果がないと思います。ただ人件費の削減については、十分メリットはでてくると考えます。

○会長　体育館関係について説明がありました。質問を受けます。

○瀧浦委員　館長の委託の考えの中では、体育館の日常の保守管理面は嘱託の人が見るのか、あるいは社会教育課体育係が保守管理は見るのか、別の所にいて見るというのもおかしいんでないかと思うのだが、あれだけの施設の保守管理というのは結構かかるはずです。それを本当にシルバー人材センターに委託したりしてできるのか心配ですが。

○体育館長　シルバーに委託するのは単純な業務で専門業者でないとできないことが非常に多い訳です。体育館は大きな建物で、昭和54年に建設されたので、これからは非常に大きな保守管理費が必要になってくると思われます。屋根が傷んでおりますし、専門的な保守管理は専門業者に委託してやります。今年は耐震調査を行います。体育館は町内の一番大きな避難施設でありますから一番に調査をやろうということなんです。現在の基準には合致していないと考えられますので大きな改修が必要ではないかと思われています。

○瀧浦委員　日常の清掃とか電灯を消すとか用具の管理はシルバーで出きるとしても、以

前台風で大きく傷んで修理に金がようけかかりましたね、そういうことを日頃から注意をはらっていくのは誰なのか、今だったら館長が周辺の状況を責任をもって見ているが、こういうところまでシルバーにまかせるわけにはいかんだろうと、例えばこういうことはまちづくり課で全部面倒みるんだということになればいいが、そこまでなければシルバーや嘱託に責任を持たせるのは難しいと思います。

○体育館長　契約中身の検討で、町が対応する部分はどうするかとか、そういうものは町が対応することになるんでしょうね。

○瀧浦委員　日常の管理とか運営は委託していいと思うのですが、先いったようなことを十分検討しておく必要があると思います。

○会長　他に質問ないですか。ないようですので、事務局何かありますか。

○事務局　次回からは個々の館についての管理運営形態の方向性を委員会としてまとめてもらいたいと思っております。今年度中に答申をいただけますようお願いします。

○会長　答申することが結論になるというよりも、答申することにたいして、私たち委員が一つにまとまりをもって答申できるように意志統一しながら整理しなければならないと思います。今までに十分自分は分かったつもりでいたんだけれども内容によっては不十分であったということが後で出てこないように審議会の中で理解が進みますように他者の質問を受けながら自分自身の足りない処を補充するようにご協力賜ればと思います。

今日は長時間に渡りありがとうございました。

太子町社会教育審議会規則第４条の規定に基づき、ここに署名する。

平成19年 8 月24日

委員　花谷勝一

委員　長久　薫